

緑の少年団活動助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 公益社団法人埼玉県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）は、自然に親しみ 緑を愛し、守り、育て、人を愛する心を育てようとする緑の少年団（以下「少年団」という。）が行う活動に助成する市町村に対し、助成金を交付する。

また、市町村から助成を受けられない少年団に対し、助成金を交付する。

(交付対象事業)

第2条 この事業の対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然観察等森林での学習活動
- (2) 緑の募金緑化行事への参加など地域での社会奉仕活動
- (3) キャンプなど森林で行うレクリエーション活動
- (4) (公社)埼玉県緑化推進委員会・埼玉県が主催する緑の少年団交流会への参加

(交付額)

第3条 次のとおりとする。

前条に該当する緑の少年団	1団当たり	100,000円
前条に該当する緑の少年団を有する市町村		10,000円

(交付申請)

第4条 市町村または少年団は、緑の少年団活動計画に基づき、別紙様式1の緑の少年団活動助成金交付申請書を、委員会に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 委員会は、提出のあった交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定し市町村または少年団に通知するものとする。

(完了届け)

第6条 市町村または少年団は、活動が完了したときは、別紙様式2の完了報告書を經由機関を經由の上、委員会に提出するものとする。

2 報告書の提出時期は、活動完了後30日以内とする。

(概算払い)

第7条 市町村または少年団への助成金は、概算払いにより行うものとし、市町村は別紙様式3の請求書を委員会に提出するものとする。

(額の確定及び支払)

第8条 委員会は、提出のあった完了報告書の内容について確認の上、交付金の額を確定し通知するとともに、口座振り込みにより支払うものとする。

(書類の整備等)

第9条 市町村または少年団は、当該助成金交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、当該助成金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則 この要領は、平成13年度から施行する。

附 則 この要領は、平成14年度から施行する。

附 則 この要領は、平成20年度から施行する。

附 則 この要領は、平成21年度から施行する。

附 則 この要領は、平成22年度から施行する。

様式 1

平成 年度緑の少年団活動助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会
代 表 理 事 小 室 正 人 様

市 町 村 長 印

下記により、平成 年度緑の少年団活動助成金 円の交付を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 活動の目的 緑の少年団活動の推進
- 2 活動計画 別紙1のとおり
- 3 活動完了予定年月日 平成 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 緑の少年団の概要 別紙3のとおり

緑の少年団の概要

1 組織の名称	
2 代表者の名称 事務所の所在地 電話番号	
3 担当者	
4 組織の人数	
1 組織の名称	
2 代表者の名称 事務所の所在地 電話番号	
3 担当者	
4 組織の人数	
1 組織の名称	
2 代表者の名称 事務所の所在地 電話番号	
3 担当者	
4 組織の人数	
1 組織の名称	
2 代表者の名称 事務所の所在地 電話番号	
3 担当者	
4 組織の人数	

注) 1 4組織の人数欄には、団員の学年別・男女別人数等を記載する。

埼 緑 第 号
平成 年 月 日

様

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会
代 表 理 事 小 室 正 人

平成 年度緑の少年団活動助成金の交付決定
について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度緑の少年団活動助成金につ
いては、下記のとおりです。

記

助 成 金 交 付 額 金 円

条 件

- （1） 助成金の交付について、経費の収支を明らかにした帳簿、及び証拠書類を備えること。
- （2） 活動完了後、すみやかに別紙様式2により完了報告書を提出すること。
- （3） 助成金の概算払いは、別紙様式3の概算払い請求書により行うこと。

様式 2

平成 年緑の少年団活動完了報告書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会

代表理事 小室 正人 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け埼緑第 号で助成金の交付決定のあった平成 年
緑の少年団活動が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金の交付決定額 金 円
- 2 完了年月日 平成 年 月 日
- 3 活動状況 別紙 1 のとおり
- 4 収支精算書 別紙 2 のとおり

